

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：警備業法

根 拠 条 項：第49条第2項

処 分 の 概 要：営業の廃止命令

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

警備業法第3条（警備業の要件）、第5条第3項（警備業の要件に該当する旨の通知）、第7条第3項（認定証の有効期間を更新しない旨の通知）、第8条（認定の取消し）

処 分 基 準：

次の場合には、営業の廃止を命ずることとする。

- 1 警備業法第49条第2項第1号に該当する場合
- 2 警備業法第49条第2項第2号に該当する場合
- 3 警備業法第49条第2項第3号に該当する場合（その営業が警備業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）

備 考：

